

広島市における個人情報保護制度等の見直しについて

答申案（骨子）

令和4年10月

広島市情報公開・個人情報保護審査会

1 経緯

デジタル社会の形成のためには「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立が重要な課題となる中、新たな個人情報保護法（以下「改正法」という。）が成立しました。これまで地域の実情に応じて独自の個人情報保護条例を制定して運用してきた地方公共団体にも改正法が直接適用され、令和5年4月から改正法に基づいた全国共通ルールでの個人情報保護制度が開始されます。

このため、平成8年10月に広島市個人情報保護条例を制定して個人情報保護制度を運用してきた広島市においても、改正法に沿うように個人情報保護制度の見直しが必要となっています。

2 国の個人情報保護法の改正

(1) 改正法の方向性

- ① 「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立に必要な全国共通ルール
- ② 個人情報保護の所管を国の個人情報保護委員会に一元化
- ③ 地方公共団体は必要最小限の保護措置を定めることは可能

- ① 「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立に必要な国、地方及び民間の全国的な共通ルールを法律で規定

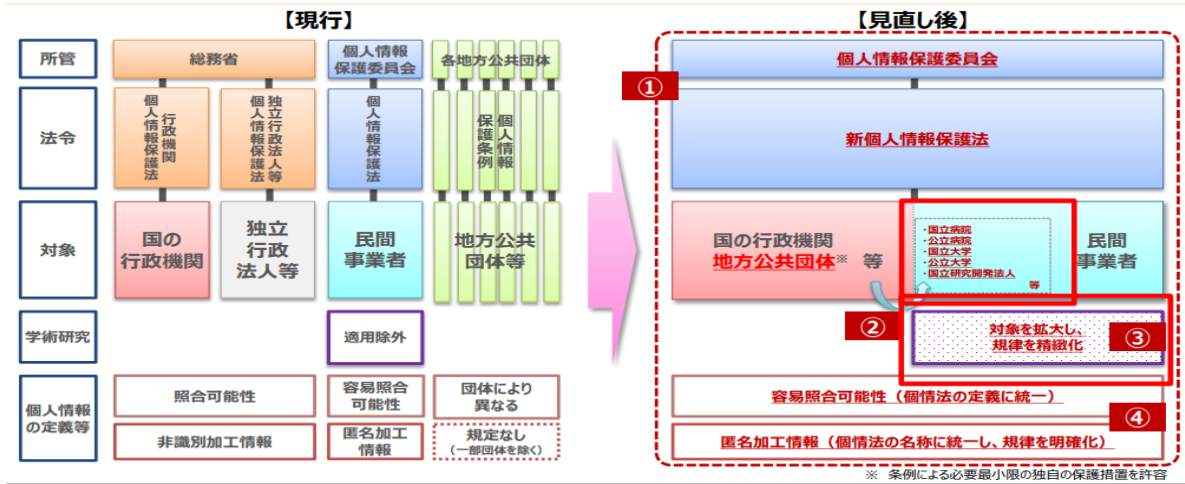
個人情報の保護

- ・個人情報の取扱いの共通ルール化により、個人情報保護水準が全国的に統一できる。
- ・国の個人情報保護委員会が全ての対象団体を一元的に監視・監督する。
- ・国及び各地方公共団体間で共通ルールが適用されるため、地域住民にとって理解しやすい。

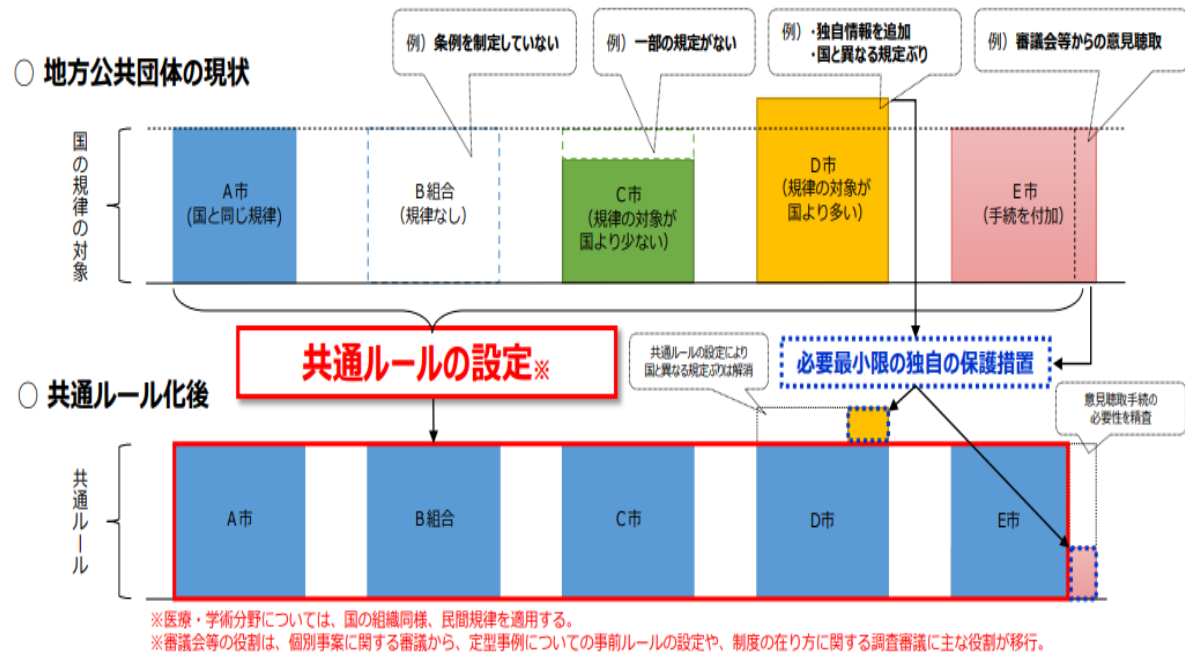
データの利活用

- ・多様なビッグデータの活用が進めば、社会や地域の課題解決、医療や学術分野等での新たな産業の創出が期待できる。
- ・国、地方公共団体間の情報連携が進めば、地域住民の利便性やサービスの向上につながる。

② 個人情報保護法の的確な運用を確保するため、国、地方及び民間の所管を国の個人情報保護委員会に一元化



③ 地方公共団体も法律の対象となるが、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を条例等で定めることは可能



出典：個人情報保護委員会『個人情報保護法の改正について』（令和3年5月）

(2) 主な変更点

	項目	現行(広島市)	改正後
1	根拠法令	・広島市個人情報保護条例	・個人情報保護法 ・広島市個人情報保護法施行条例
2	法令の目的	・個人情報の保護	・情報の保護とデータの利活用
3	実施機関	・広島市行政機関等 (議会、市立病院及び大学を含む)	・広島市行政機関等 (議会は含まず、市立病院及び大学は含む) ※市立病院及び大学に係る個人情報等の取扱い等に関する規律については、原則として民間部門の規律
4	個人情報の定義	・死者を含む	・死者は含めず
5	所管	・広島市	・個人情報保護委員会 (内閣府の外局)
6	開示決定期限	・15日以内	・30日以内(30日以内であれば任意に設定可)
7	開示手数料	・コピー代(1枚10円)等 実費相当額手数料	・任意に設定(条例事項)
8	要配慮個人情報 (センシティブ情報)	・具体的な要配慮個人情報の種類の規定なし	・要配慮個人情報の種類が11項目(※)と限定的 ・11項目以外に地域特性から特に配慮すべき事項を条例で追加することは可能 【例】LGBT、DV、生活保護、特定の地域出身者、被爆者等
9	個人情報取扱管理者	・設置義務有り(要綱)	・法的な設置義務はないが、設置するようにとの指針あり
10	個人情報漏えいの対応	・各局等の判断による	・漏えい等の国への報告及び本人への通知を義務付け
11	罰則規定	・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・5万円以下の過料	・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・10万円以下の過料

(※) 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑪までの記述等が含まれる個人情報をいう。

①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害、知的障害、精神障害等があること、⑧健康診断等の結果、⑨医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、⑩被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(3) 新たに導入される制度

新たに導入される制度		内 容
①	個人情報ファイル簿の作成・公表制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の保有する検索可能な体系的に構成された情報の集合体（個人情報ファイル）の中に、個人情報が1,000件以上ある場合、この個人情報を取りまとめたファイル簿を新たに作成し、これを公表する制度 個人情報が1,000件未満の場合の作成・公表は任意
②	匿名加工情報提供制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の所有する個人情報ビッグデータについて、民間事業者からの提案を経て、審査後、匿名加工して提供する制度 当面、都道府県及び政令市のみ義務付け
③	国の個人情報保護委員会による監視・監督制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における個人情報の取扱いに関して、国の個人情報保護委員会（内閣府の外局）が直接、監視・監督する制度 個人情報漏えい事故等の報告、開示請求・不服申立件数等の実績の提供、立入検査、指導、助言、勧告等

(4) 改正法の施行期日

令和5年4月1日

3 広島市の個人情報保護制度の取組

平成15年5月に国において、民間事業者や国の関係機関に適用される個人情報保護法が初めて制定され、平成17年4月に全面施行されましたが、地方公共団体については、この法律の適用対象外とされ、これまで地方公共団体ごとにそれぞれの条例に基づく制度運用がされてきました。

基礎自治体として多くの住民の個人情報を保有する広島市では、基本的人権を擁護する上で個人情報を保護することが重要であると考え、国の平成15年の個人情報保護法の制定に先行し、平成5年に広島市個人情報保護要綱を、平成8年に広島市個人情報保護条例を整備し、平成16年にはこの条例を全部改正して個人情報保護制度の運用を行ってきました。

制定年	条例等	内容
平成5年4月	「広島市個人情報保護要綱」を制定	個人情報を保護するため要綱を制定
平成8年10月	「広島市個人情報保護条例」を制定	個人情報を保護するため条例を制定
平成16年4月	「広島市個人情報保護条例」を全部改正	「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」の改正に鑑み全部改正 <ul style="list-style-type: none"> 請求対象となる個人情報の拡大 利用停止請求権の創設

4 広島市の個人情報保護制度の見直しの必要性

- ・ 改正法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況に合わせて、個人情報の「保護」と「効果的な利活用」の両立を図ることを目的として、全国共通のルールが規定されています。
- ・ 地方公共団体の個人情報保護についても、改正法が適用（令和5年4月施行）されることになるため、広島市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）から、改正法による規律に移行することが求められています。
- ・ 広島市においては、長年にわたり、広島市の実情に合わせて現行条例に基づく個人情報保護制度を運用し、市民と行政との信頼関係を築いてきた実績があり、改正法による規律に移行後も、これまでと同様、市民の利便性、透明性及び客観性を重視した適切な制度運営が求められます。
- ・ こうしたことから、改正法において条例で定められることとされている委任事項だけではなく、改正法の趣旨に合わせる形で広島市の実情に沿った内容を条例に規定するとともに、改正法の目的の一つにデータの有効活用が加わり、個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度などの新たな制度が導入されることから、これらへの制度に対応するための運用面における体制整備が必要となります。
- ・ なお、今回の改正では、国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の議会については、改正法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象外とされたことから、市議会は個人情報の適切な取扱いについて自ら条例を定める等何らかの対応をすることが求められます。
- ・ また、広島市には市民病院や市立大学があり、これらには原則として民間部門の規律が適用されることとなりますが、新しく導入される個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度など一部の制度については、公的部門の規律が適用されることに留意する必要があります。

5 広島市の個人情報保護制度の見直し等に対する審査会の意見

(1) 対応方針

現行条例を令和5年3月末で廃止とし、令和5年4月1日より広島市でも改正法で委任された事項等を定める広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定し、適用することが必要と考えます。

また、この施行条例の制定等に伴い、「広島市情報公開条例」及び「広島市情報公開・個人情報保護審査会条例」にも関連する部分があることから、これらの条例の一部改正も必要です。

(2) 基本的な考え方

- ① 改正法の下で全国共通のルールが適用されることとなりますが、法律の許容する範囲内でこれまでの広島市の実情に応じた独自の規定を加えることが重要です。
- ② デジタル技術の進歩によりデータの利活用が一層進むことで、社会及び地域の課題

解決並びに医療や学術分野等での新たな産業の創出等が期待され、地域住民の利便性やサービスの向上につながることから、個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度といった新たに導入される制度が円滑に推進できる庁内体制を早急に構築することが重要です。

③ 一方で、改正法の目的である個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱いや安全管理措置などの法的規制だけではなく、適切な情報システムの構築、広報、研修等、運用面での対策も重要です。

④ 改正法による全国共通のルール適用や新たに導入される国の個人情報保護委員会による監視・監督制度により、広島市の個人情報保護制度への審査会の関わり方は変わりますが、高度の専門的知見及び経験に基づく意見並びに市民感覚に基づく意見が求められることが想定されるため、審査会の役割は今後とも重要であると考えます。

(3) 個人情報保護制度の比較及び審査会の意見の集約

審査会の意見を検討するに当たり、現行条例と改正法との比較を行い、検討項目を整理しました。それぞれの論点ごとに意見の集約を提示します。

項目	論点	現行広島市個人情報保護条例	改正個人情報保護法	審査会の意見	
1	定義	1	・「個人情報」に死者に関する情報も含む。	・「個人情報」は、生存する個人に関する情報に限定	条例に規定すべきものなし
		2	・思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報は原則として収集禁止	・要配慮個人情報のほか、条例要配慮個人情報を条例で規定可能	条例に規定する必要性なし
2	取扱いの制限	3	・個人情報の収集は「利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない」と規定 ・「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」旨規定 ・本人からの収集の原則 ・センシティブ情報は原則として収集禁止	・「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」旨規定 ・「その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない」旨規定 ・収集元が本人か本人以外かにかかわらず、上記のとおり必要な範囲で保有	条例に規定すべきものなし
		4	目的外利用及び提供が許容される主な場合 ・法令に定め ・本人の同意 ・人の生命、健康、生活又は財産保護のための緊急事由 ・実施機関の内部での利用又は他の実施機関若しくは国等への提供について相当な理由があるとき ・審査会へ意見聴取した上で特別な理由があるとき	目的外利用及び提供が許容される主な場合 ・法令に定め ・本人の同意又は本人に提供 ・本人の利益 ・行政機関等の内部での利用、他の行政機関等への提供について相当の理由があるとき ・行政機関等以外への提供については特別の理由があるとき	条例に規定すべきものなし
3	適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告	5	・「保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない」旨規定	・「行政機関の長等は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」旨規定	条例に規定する必要性はないが、規則等で定めておくべき
		6	・条例には、漏えい等が発生した場合における対応についての規定なし ・個人情報の適正な管理のための措置に関し要綱で規定 ・重大事案等が発生した場合の本人への対応等は基本的に各局で対応	・漏えい等、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして施行規則で定めるものが生じた場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付け	
4	開示請求	7	・個人情報の開示請求は法定代理人等に限定	・個人情報の開示請求等について任意代理人も可能	条例に規定する必要性なし
		8	・開示決定等の期限は、開示請求があった日から起算して15日以内 (延長上限30日)	・開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内 (延長上限30日)	開示決定等の期限は、現行条例と同じ期間とすべき
		9	・開示請求に係る開示決定に基づき写しの交付による保有個人情報の開示を求める者は、手数料として実費相当分(コピー代1枚10円、人件費等)を納付しなければならないと規定。	・開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料(任意に設定)を納めなければならないと規定	開示請求に係る人件費等の手数料は徴収せず、写しの作成・送付等に要する実費相当を手数料とすることが適当
5	不開示情報	10	・条例第11条で不開示情報を規定	・法第78条で不開示情報を規定	改正法に必要な規定があり、条例に規定する必要性なし
6	訂正、利用停止請求	11	・訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務を規定	・訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出に係る規定なし	改正法に必要な規定があり、条例に規定する必要性なし
7	個人情報ファイル簿等	12	・個人情報ファイルの目録を作成し閲覧に供する旨規定	・利用目的ごとに個人情報ファイル簿を作成し公表(1,000人以上のファイル)することを義務付け	条例に規定する必要性なし
		13	・個人情報ファイルの保有に係る市長への届出を規定	・規定なし	条例に規定する必要性はないが、規則で定めておくべき
8	行政機関等匿名加工情報の提供	14	・規定なし	・行政機関等が保有する個人情報について、民間事業者から提案があった場合には、審査の上、契約を締結し、個人情報を匿名化した形で提供	改正法に必要な規定があり、条例に規定する必要性なし
9	審議会等の役割	15	・取扱い制限の解除要件として審議会等への意見聴取の義務付け	・取扱い制限の解除要件として審議会等への意見聴取の義務付け規定なし ・「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定	個人情報の保護に関する重要な事項について審査会に諮問することができる旨条例に規定すべき
10	情報公開制度との整合性	16	・「公文書」の定義は、広島市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)のものと同じ	・「地方公共団体等行政文書」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)の「行政文書」と基本的に同じ	情報公開条例の「公文書」の定義を改正法の「地方公共団体等行政文書」に合わせるべき
		17	・現行条例の不開示情報は、情報公開条例の不開示情報と基本的に同じ	・改正法の不開示情報は、情報公開法の不開示情報と基本的に同じ	情報公開法に倣うことにより、情報公開条例と改正法の平仄を合わせるべき

(4) 審査会の意見

1 定義

1	「個人情報」の定義
改正法の分析	現行条例では死者に関する情報も個人情報に含めていたが、改正法では、「個人情報」とは生存する個人に関する情報と規定される。
審査会の意見	条例に規定すべきものはない。
理由	改正法の定義と異なる規定を条例で定めることは許されておらず、生存する個人に関する情報ということを除いては、現行の取扱いと実質的な違いはない。 死者に関する開示請求に関しては、現行も死者に関する情報が遺族等の個人情報であると認められる場合に限り認められており、変更はない。

2	条例要配慮個人情報
改正法の分析	個人情報の中で取扱いに特に配慮を要するものが要配慮個人情報として規定されている。地域の特性に応じて、条例要配慮個人情報を規定することが可能。
審査会の意見	条例に規定する必要性はない。
理由	現行条例のセンシティブ情報は改正法の「要配慮個人情報」にほぼ包含されており、保有の制限規定とは別に、施行条例に取扱制限等について定めることはできないとされていることから、「条例要配慮個人情報」に係る独自規定を定める実質的意義は低いといえる。

2 取扱いの制限

3	本人以外からの収集の制限等
改正法の分析	現行条例は本人からの収集が原則であり、センシティブ情報については原則として収集を禁止しているが、改正法では収集方法によらない保有制限規定のみ定められている。
審査会の意見	条例に規定すべきものはない。
理由	本人以外からの収集制限を規定することは許容されていないと考えられ、改正法の保有制限規定で適正な取扱いが定められている。

4	目的外利用及び提供の制限
改正法の分析	改正法では、個人情報の目的外利用及び提供が認められる場合の要件に、「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」と定められている。
審査会の意見	条例に規定すべきものはない。
理由	「相当の理由があるとき」や「特別の理由があるとき」にいかなる事例が該当するか否かについては、法の適用に関する事項であり、審議会等に諮問することは許されていないとされている。 委員会に問合せが可能であることから、事例の集積を待つことになる。

3 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告

5	適正管理のための体制
改正法の分析	「行政機関の長等は、情報の漏えい、滅失等の防止等、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」旨規定されたことから、適正管理のための体制等条例に規定すべきことはないか。
審査会の意見	条例に規定する必要性はないが、規則等で定めておくべきである。
理由	安全管理のための必要かつ適切な措置として個人情報の取扱いに係る管理体制について規定しておくことは不可欠であるとともに、細かな変更が生じた場合に柔軟に対応できるよう規則や要綱で規定することが適当である。

6	漏えい等への対応
改正法の分析	改正法では、漏えい等、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして施行規則で定めるものが生じた場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられる。
審査会の意見	改正法に必要な規定があり条例に規定する必要性はない。
理由	漏えい等への対応について、委員会への報告が必要な事態は改正法や規則で定められている。ただし、具体的な事案がそれらに該当するのかを判断するセクションは一元化すべきである。

4 開示請求

7	請求手続について
改正法の分析	現行条例では、開示請求を本人又は法定代理人等に限定しているが、改正法では任意代理人による請求が可能と規定されている。
審査会の意見	条例に規定する必要性はない。
理由	任意代理人による開示請求は、市民の利便性に寄与するものであり、条例で特段の手当を講じる必要はないが、必要に応じ本人の意思確認を行うなど、慎重な対応が求められる。

8	開示決定等の期限
改正法の分析	改正法では、請求があった日から30日以内と規定されているが、条例で短縮することは可能。
審査会の意見	開示決定等の期限は、現行条例と同じく15日以内とするのが適当である。
理由	広島市では、15日以内の開示決定等が定着しており、市民の利便性を低下させるべきではない。

9	開示請求に係る手数料
改正法の分析	開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定される。
審査会の意見	現行条例や情報公開条例と同様に請求に係る手数料は徴収しないこととし、開示の実施に際し、写しの作成及び写しの送付に要する実費相当の負担を手数料として求めることが適当である。
理由	開示請求に係る手数料を従前徴収しておらず、取扱いを変更することによる混乱を生じる恐れがある。また、制度利用の抑制になることも懸念される。

5 不開示情報

10	不開示情報
改正法の分析	改正法には、情報公開条例の規定との整合を図る必要がある場合に、条例で定めるところにより開示情報から除外又は不開示情報として規定することができる。とされている。
審査会の意見	改正法に必要な規定があり条例に規定する必要性はない。
理由	現行条例と改正法の開示情報の規定には細かい点において差異が見受けられるが、各規定の適用や解釈・運用により、開示・不開示の範囲について現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることができるため。

6 訂正、利用停止請求

11	訂正請求の手続
改正法の分析	改正法には、訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出を義務づける規定がない。
審査会の意見	改正法に必要な規定があり条例に規定する必要性はない。
理由	内容が事実であることを証明する書類等の提出を義務付ける旨の規定はなくとも、訂正を請求する者に、訂正請求の「理由」について釈明を求めるために、訂正請求に理由があるか否か判断するために書類等の提出を求めることは可能であると解される。

7 個人情報ファイル簿等

12	個人情報ファイル簿と別の帳簿を作成することの要否
改正法の分析	改正法では、1,000人以上といった一定の条件を満たす、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した「個人情報ファイル簿を作成・公表することが定められた。条例でこれとは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは妨げられないと規定されている。
審査会の意見	条例に規定する必要性はない。
理由	まずは、個人情報ファイル簿を確実に作成、公表することが重要である。行政の透明性を確保するという観点から、1,000人未満の個人情報ファイルについても管理簿を作成することには意義があることから、これからの課題として念頭に置いておくべきである。

13	個人情報ファイルの保有に係る実施機関の市長への届出義務について
改正法の分析	改正法には、個人情報ファイルの保有に係る実施機関の市長への届出義務についての規定がない。
審査会の意見	条例に規定する必要性はないが、規則で定めておくべきである。
理由	広島市の個人情報ファイルの保有状況等を一元的に把握し、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る制度を統一的に運用するため、現行条例に規定しているような実施機関の市長への届出義務について規則等に規定すべきである。

8 行政機関等匿名加工情報の提供

14	個人情報ファイル簿と別の帳簿を作成することの要否
改正法の分析	改正法には、民間事業者等からの提案を受け、保有個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報（データ）を提供して、利活用する仕組みが導入された。
審査会の意見	改正法に必要な規定があり条例に規定する必要性はない。
理由	本制度の運用体制をいかに整備していくかの問題であり、特段、条例に規定すべきことはないと考えられる。提案審査の体制としては、公文書館の職員のみでは対応できない審査項目があるので、関係所管課の職員等も審査体制に加えるのが妥当である。

9 審議会等の役割

15	審議会等の役割について
改正法の分析	改正法では、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定された。
審査会の意見	条例に規定すべきである。
理由	上記に当たる場面として、地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合等が想定されており、引き続き、「個人情報の保護に関する重要な事項」について諮問することはできると考えられることから、その位置付けを条例で規定することが必要である。

10 情報公開制度との整合性

16	公文書の定義
改正法の分析	改正法には、「地方公共団体等行政文書」として情報公開条例における「公文書」に当たるものの定義が置かれている。
審査会の意見	情報公開条例の「公文書」の定義を改正法の「地方公共団体等行政文書」と合わせるべきである。
理由	個人情報保護制度と情報公開制度はいわば車の両輪のような関係であるため、情報公開条例の「公文書」の定義は、改正法の「地方公共団体等行政文書」と合わせるべきである。その結果、情報公開条例第19条第3項に重複が生じることから、同項を削る必要がある。

17	不開示情報
改正法の分析	改正法の開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の開示情報と基本的に同じである。
審査会の意見	情報公開法に倣うことにより、情報公開条例と改正法の平仄を合わせるべきである。
理由	これまで現行条例と情報公開条例の開示情報は、同様のものを定めていたことから、今後も二つの制度間で平仄を合わせる必要がある。改正法と情報公開法の開示情報は、同様のものを定めていることから、情報公開条例も情報公開法に倣うことにより、情報公開条例と改正法の平仄を合わせるべきである。